

■地区計画等の届出に必要な添付書類一覧

行為の種別に応じて、次に掲げる図書を1部ご提出ください。控えが必要な場合は、2部お持ちください。
(收受印を押印いたします。)

行為の種別		図書名称	縮尺	備考
建築物の建築	1	届出書		様式は HP よりダウンロード可
	2	案内図		
工作物の建設	3	配置図	1/100 以上	敷地面積・建築面積・延べ面積や壁面の制限の位置、門・垣・フェンス等の位置の表示を行ってください。 ※各階平面図への記載でも可
	4	各階平面図	1/50 以上	建築物である場合のみ添付してください。
建築物等の用途の変更	5	立面図 (2面以上)	1/50 以上	地区整備計画に「壁面の位置の制限」が定められている場合は、道路境界線および壁面の制限の位置を表示してください。 地区整備計画に「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」が定められている場合は、色彩、広告・看板類のデザイン等を図示してください。
	※以下のNo.6～10の図書は備考欄に記載のとおり必要に応じて添付してください			
	6	日影図		地区整備計画において、「建築物等の高さの最高限度」の項目に日影規制に関する記載があり、かつ計画建物の高さが10mを超える場合のみ添付してください。
	7	公図(写し)		地区整備計画において「建築物の敷地面積の最低限度」が定められている場合で、最低限度の面積を下回る場合のみ添付してください。
	8	全部事項証明書【土地】(写し)		地区整備計画において「建築物の敷地面積の最低限度」が定められている場合で、最低限度の面積を下回る場合のみ添付してください。
	9	測量図		地区整備計画において「建築物の敷地面積の最低限度」が定められている場合で、最低限度の面積を下回る場合のみ添付してください。 測量図に面積内訳を記載してください。

				<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積(届出書に記載する面積) ・公共施設(地区施設を含む)の整備面積 ・その他敷地面積から除く面積
	10	経緯説明書等		<p>地区整備計画において「建築物の敷地面積の最低限度」が定められている場合で、最低限度の面積を下回る場合(公共施設(地区施設を含む)の整備面積以外に敷地面積から除く面積がある場合に限る。)のみ添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経緯説明書 ・覚書・改善計画書
建築物等の形態 又は意匠の変更	1	届出書		様式は HP よりダウンロード可
	2	案内図		
	3	配置図	1/100 以上	敷地面積、建築面積、延べ面積の表示および、門、垣、フェンス等の位置表示を行ってください。 ※各階平面図への記載でも可
	4	立面図 (2面以上)	1/50 以上	地区整備計画の「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」に定められている色彩、広告・看板類のデザイン等を図示してください。
土地の区画形質 の変更	1	届出書		様式は HP よりダウンロード可
	2	案内図		
	3	区域図	1/1,000 以上	当該行為を行う土地の区域、当該区域内及びその周辺の公共施設の状況等を表示してください。
	4	設計図	1/100 以上	切土、盛土の範囲等を表示してください。

上記内容とあわせて各地区のパンフレット等もご覧ください。また、上記図書以外にもその他必要に応じて添付を求める場合がございますので、詳細は各地区の担当者にご確認ください。

※各地区のパンフレットや連絡先は以下のホームページよりご覧いただけます

【品川区 HP トップページ>環境・まちづくり>都市整備>地域地区・地区計画等】

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kankyo/kankyo-toshiseibi/hpg000019087.html>